

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険（資格・給付等）システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課、総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者の資格の適正管理及び保険給付管理に利用する。
記録項目	個人識別符号（被保険者番号、個人番号、宛名番号、世帯番号）、氏名、性別、生年月日、住所、社会保険等健康保険加入履歴、収入状況、課税状況、公的扶助、口座番号等
記録範囲	近江八幡市国民健康保険被保険者
記録情報の収集方法	本人の申請、総務部税務課、市民部市民課からシステム等を介して収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	滋賀県国民健康保険団体連合会、都道府県警察署
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	医療費適正化ファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課、総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	医療費、後発医薬品差額通知並びに柔整療養費適正化の実施に利用する。
記録項目	個人識別符号(被保険者番号)、氏名、性別、生年月日、住所
記録範囲	近江八幡市国民健康保険被保険者
記録情報の収集方法	本人の申請、総務簿税務課、市民部市民課からシステム等を介して収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	滋賀県国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	人間ドック検診助成受付ファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課、総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	人間ドック検診助成申請書、申請者情報の管理に利用する。
記録項目	個人識別符号（被保険者番号、宛名番号）、氏名、生年月日、住所、口座番号等、健康診断等の結果
記録範囲	人間ドック費用助成申請者
記録情報の収集方法	本人または同一世帯員から申請、市民部市民課からシステム等を介して収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険料(賦課・収納等) システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課、総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料の賦課収納等管理に利用する。
記録項目	個人識別符号（被保険者番号・宛名番号・個人番号） 氏名、生年月日、住所、性別、収入・所得、口座番号等
記録範囲	被保険者等、世帯主・世帯員
記録情報の収集方法	本人の申告、市民部市民課、総務部税務課からシステム等を介して収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	滞納管理システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課、総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の納付状況の確認、滞納状況、滞納処分の実施に利用する。
記録項目	個人識別符号（被保険者番号・宛名番号・個人番号）、氏名、生年月日、住所、性別、滞納額、口座番号等
記録範囲	被保険者等、世帯主・世帯員
記録情報の収集方法	本人の申告、市民部市民課、総務部税務課からシステム等を介して収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険料口座振替申込書
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課、総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料の徴収管理に利用する。
記録項目	氏名、生年月日、住所、電話番号、口座番号等、印影
記録範囲	申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人の申請による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課、総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における資格取得・種別変更・厚生年金移行情報および保険料免除情報を管理するために利用する。
記録項目	個人識別符号（基礎年金番号、個人番号、宛名番号、世帯番号）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、通称名、学生証の情報、続柄・家族情報
記録範囲	国民年金被保険者関係届書、国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人の申請書、日本年金機構から台帳を収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	日本年金機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	福祉年金システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課、総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	年金の受給情報を管理するために利用する。
記録項目	個人識別符号（基礎年金番号・年金コード、個人番号、宛名番号、世帯番号）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号
記録範囲	老齢年金・障害年金・遺族年金・寡婦年金・死亡一時金を請求した者
記録情報の収集方法	本人の申請書、日本年金機構から台帳を収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	日本年金機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	年金生活者支援給付金システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課、総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	年金生活者支援給付金の受給情報を管理するために利用する。
記録項目	個人識別符号（基礎年金番号・事務区分、個人番号、宛名番号、世帯番号）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、続柄・家族情報
記録範囲	年金生活者支援給付金を受給している者および支給要件に該当する可能性のある者
記録情報の収集方法	本人の申請書、日本年金機構から台帳を収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	日本年金機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	第 2 号被保険者資格喪失者一覧表
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課
個人情報ファイルの利用目的	厚生年金を脱退した者の情報を管理するために利用する。
記録項目	個人識別符号（基礎年金番号、個人番号）、氏名、性別、生年月日、住所
記録範囲	日本年金機構が把握した厚生年金の資格を喪失した者
記録情報の収集方法	日本年金機構から台帳を収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	年金額改定者一覧表
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課
個人情報ファイルの利用目的	年金額が変更された者の情報を管理するために利用する。
記録項目	個人識別符号（基礎年金番号・年金コード・障害等級・診断書コード・傷病名コード）、氏名、生年月日、住所
記録範囲	日本年金機構の審査により年金額が改定された者
記録情報の収集方法	日本年金機構から台帳を収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	福祉医療システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部保険年金課、総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	福祉医療費受給対象者、子ども医療費助成対象者の資格・給付管理
記録項目	個人識別符号（個人番号、被保険者番号、宛名番号、受給者番号）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、所得・収入、公的扶助受給、口座番号等、家族状況、親族・続柄、居住状況、心身機能の障害
記録範囲	福祉医療費対象者及び配偶者並びに扶養義務者
記録情報の収集方法	本人の申請、市民部市民課、総務部税務課からシステム等を介して収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	滋賀県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料口座振替申込書
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課、総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の徴収管理に利用する。
記録項目	氏名、生年月日、住所、電話番号、口座情報、印影
記録範囲	申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人の申請による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療(資格・給付等) システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課 総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の資格給付管理に利用する。
記録項目	個人識別符号(宛名番号、個人番号、被保険者番号等)、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、所得・収入、口座番号等
記録範囲	被保険者及び配偶者 申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人の申請による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	滋賀県国民健康保険団体連合会、滋賀県後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無)	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(規定なし)
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療（賦課・収納等）システムファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課 総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の賦課・収納管理に利用する。
記録項目	個人識別符号（宛名番号、個人番号、被保険者番号等）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、所得・収入、口座番号等
記録範囲	被保険者及び配偶者 申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人の申請による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	滋賀県国民健康保険団体連合会、滋賀県後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国保情報集約関連情報ファイル
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保険部保険年金課
個人情報ファイルの利用目的	1 資格継続業務を行うため (ア) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。 (イ) 資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行う。 2 高額該当回数の引き継ぎ業務を行うため (ア) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報の引き継ぎを行う。 3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を行うため (ア) オン
記録項目	別紙のとおり
記録範囲	1 被保険者(*)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 2 擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者（例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） 3 過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第 5 条から第 6 条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう
記録情報の収集方法	1. 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム（以下、市区町村システム）に当該情報を登録する。 2. 市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。 3. 被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合 PC に移入すると、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに「被保険者異動情報」が送信され「被保険者異動
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	1. 転入地市区町村(高額該当回数の引き継ぎ業務) 2. 取りまとめ機関(オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供)

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市福祉保険部保険年金課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)
個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無)	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(規定なし)
備考	—